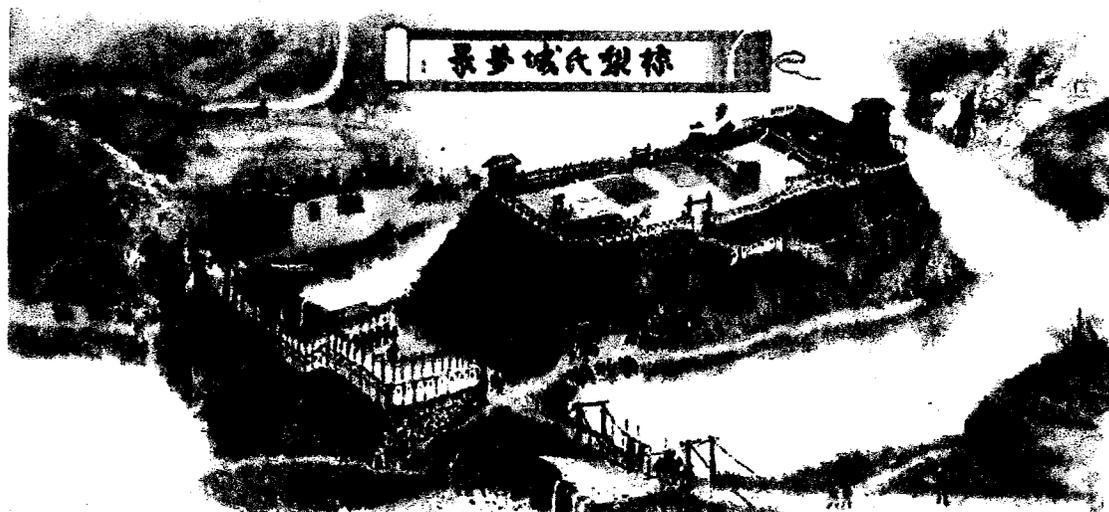


平成 21 年 12 月城郭部会担当バス例会

初冬の久井・大和の中世を訪ねて

— 小早川家家中「棕梨氏・末近氏」の足跡を偲ぶ —



担当者 木下和司 坂本敏夫

初冬の久井・大和の中世を訪ねて

小早川家家中「棕梨氏・末近氏」の足跡を偲ぶ

十二月度バス例会スケジュール

1. 8:00 福山駅北口集合
2. 8:15 福山駅北口出発
3. 久井稻生神社 9:30着 ⇒ 10:15発 *トイレ休憩を含む
4. 羽倉城跡 10:25着 ⇒ 11:00発 *真浄庵跡見学を含む
5. 吉田山甕穴 11:10着 ⇒ 11:30発
6. 棲真寺 12:00着 ⇒ 13:15発
- 昼食 + トイレ休憩 —————
7. 定ヶ原石塔 13:20着 ⇒ 13:35発
8. 道の駅 よがんす白竜:みやげもの+トイレ休憩
13:45着 ⇒ 14:00発
9. 棕梨城 14:20着 ⇒ 15:15発 *棕梨氏墓地見学を含む
10. 黒谷古墳 15:35着 ⇒ 16:05発
11. 17:35 福山駅北口着

久井地域探訪案内資料

担当 坂本敏夫

くいのしょう

杭 荘 久井町誌・講座日本荘園史中国地方の荘園より

海拔三百から四百mの台地である現三原市久井町の芦田川水系の御調川・沼田川水系の仏通寺川・徳良川、各川の水源地帯に中世存在した荘園である。

北に高野山領大田荘、南に御調八幡宮領八幡荘、西は蓮華王院領安芸国沼田荘に囲まれた荘域であり『芸藩通志』は、荘域を羽倉・泉・和草・下津・江木・蒔原・吉田の七村を当てている。別に和草枝郷黒郷を含めて八村とする説もある。

立荘の時期を確定する史料は明らかではないが、周辺の大田荘や沼田荘と同じく寄進地系荘園として、京都伏見稻荷社を領家とする荘園として成立したと伝えられ、過つての荘園政所(政庁)であつたと考えられる久井稻生神社が荘のほぼ中心江木地区に祀られている。

久井稻正神社の由来記に因れば「天慶元年^戊歳三月十四日之夜、白狐一夜ノ内ニ七郷ノ民ニ触テ曰、稻荷大明神山州伊奈利山三ツ峯ノ垂跡ヲ分テ此所ニ鎮座シ玉フ、明日杭木ヲ持寄社ヲ建テ、神膳ヲ供スベシトノ神勅也」とあり、西暦九三七年に建立されたと伝えられる。

また、伏見稻荷が正一位に任じられた天慶三年(九四〇)以降に各地の社領荘園が成立したと伝えられており、杭荘の立荘時期

も同時代ではないかと考えられる。

杭荘の荘経営については、当初伏見稻荷社の預所による現地直接支配であつたと推定される。(久井稻生神社の神官は神社建立時から現在に至るまで羽田氏(秦氏に通じる)が代々伝承している等なことから考えても)

しかし、沼田本郷の地頭小早川敬平の勢力増大により、明応二年(一四九三)伏見稻荷社神主と小早川敬平との間で、杭荘代官職の契約がなされ、代官職を敬平に任じ毎年御公用錢百八貫諸公事物を納める事。ただし、国惣念(騒)の間は六十五貫とし、国無為の間は本のごとく全額社納することとする契約が成された。

此処に杭荘においても地頭請が始まり荘園制の瓦解が始まる。1その後大永元年(一五二二)に小早川興平が「杭荘社家方之内長楽寺等」を毎日霊供料として仏通寺正法院へ寄進している。同じころ三吉豊広は沼田老中から、杭荘社家分の領地を召放されたとして、善処方を竹原小早川氏へ申し入れている。

天文二〇年(一五五二)隆景が沼田小早川家を相続したが、伏見稻荷社への社納は滞りがちであり、年末詳であるが正親町天皇は度々の諭旨にも拘らず、今に遅怠していると、隆景に社納するよう下知を命じている。

このように、天文年間隆景が小早川家の当主となる頃には、杭荘の荘としての実態は崩壊し、実態は小早川氏の領有地化したものと考えられる。

なお、観応二年（一二五二）、足利尊氏は「備後国泉村地頭職波佐竹四郎二郎跡」を三吉少納言房覚弁へ宛行っている。この「泉村」は杭荘内「泉」の可能性が考えられる。

杭荘関係文書

『三吉鼓家文書』

足利尊氏下文

(尊氏)
(花押)

下 三吉小納言房覚弁

可令早領知備後国泉村地頭職跡 (御調郡杭荘) 波佐竹四郎二郎 事

右爲勲功賞所宛行也、者早守先例可致沙汰之状如件、

観応二年二月十五日（一二五三）

岩松頼宥打渡状

備後国泉村地頭職跡 (御調郡杭荘) 波佐竹四郎二郎 事

任被仰下候之旨、沙汰付三吉小納言房覚弁於下地候了、仍渡状如件、

文和二年九月十三日（一二五七）

頼宥（花押）

三吉覚弁申状案

三吉少納言房覚弁申

欲早被経嚴蜜御沙汰、被退小文十郎以下一族等非分濫妨、任

御下文・御施行旨、被沙汰付下地、(令カ) □知行備後国泉村地頭職

波佐竹
四郎次郎跡事

副進

一通 御下文 観応二年二月十五日

一通 御施行 文和元年十月三日

右地頭職者、覚弁爲勲功賞所令拝領也、爰小文十郎以下一族等

同動乱之隙打入當所、令濫妨之条、無謂次第也、爰惣領三吉備

後守秀経御即位・足使節下向□(カ)間令同道之上者、於御前御沙

汰被成下御判御教書、爲被退彼濫妨人、言上如件、

文和二年十二月 日

久井稻生神社くしいなりじんじや

主として久井町誌参考

杭伊奈利大明神・通称久井の稻生

祭神 宇迦之御魂大神、和久産巢日神、火産巢日神、弥都波能壳

神、大物主神、(相殿神) 天照大神

例祭 十月十九日(旧例) 現在はこの日に近い日曜日

社殿 本殿、一間社入母屋造、向拝、千鳥破風、唐破風付、檜

皮葺(間口九尺、奥行九尺) 元禄十四年再建(二七〇

二)

付属社殿、幣殿(二・二坪)、拜殿(十五・九坪)、神楽殿(二

二・五坪)、宝蔵(六坪)、御供所(四坪)、手水舎(〇・

五坪)、社務所(五八・二五坪)、鳥居四基、休憩所(三

十・四坪)

境内地 九九七・四二坪 境外地、二二四〇・九九坪

摂社 八重垣神社(須佐之男命)、冥府神社(伊邪那美命、大

市姫命)

摂外社 久井、羽和泉に九社 御旅所 黒郷羽倉山境 御手

洗

宝物 紙本墨書大般若経(県指定文化財) 五七〇巻、応永

一三〇一七年の書写、(二四〇六・一〇) 天正一三年に小

早川隆景が寄進。

由緒 旧記によると、山城の伏見稻荷大社の御分霊を社家秦

氏(現宮司はその末裔)が奉持して神領地であった当地

杭の庄下津原田谷に社殿を創建し、杭の伊奈利大明神

と称したという。天慶元年(九三八)神意により現在地

である亀甲山に遷座した。弘治三年(一五五七)毛利元

就が本殿を造営し、永禄三年(一五六〇)には小早川隆

景が社殿を造営し、また社領及び大般若経を寄進した。

天正十五年(一五八七)火災のため全焼し同二〇年に再

建している。その後、元禄十四年(一七〇二)三原藩主

浅野家が再建したのが今の社殿である。明治四年、稻

荷神社を稻生神社に改称する。昭和十年に郷社に列す。

古来備後の有名大社として遠近よりの参拝者が多い。

境内社の八重垣神社は久井の祇園さんとして有名で、

その祭日には、各地区の氏子により祇園踊りが奉納さ

れ賑う。

特殊神事 御当座の古式、例祭日に斉行、御神酒献行の古式

と称す。始終無言にて紅魚(大鯛)を包丁と金箸とで

調理する。なお神楽殿にて御子当という古式も同日に

行う。

行事 祇園祭の踊り、摂社八重垣神社の例祭日(七月十五日に

近い日曜日)に奉納。大永四年(一五二四)江木高根城

主山名氏の参詣に始まる。武士行列(現在は中止)杖使

い、踊り、獅子舞などからなる。県指定無形民俗文化

財。

考察 久井稻生社の創建は杭荘立荘時と同時期と考える。伏見

稻荷社への寄進地莊園として成立した杭荘へ、預所莊官として秦氏が下向し同時に、政所を兼ねて久井稻荷社を設立したと考えるべきであろう。

なお、久井稻生社には中世宮座の名残を留める「御当座」という祭礼を行う座の組織が伝えられている。この座を考察すると杭荘でも地頭台頭の時期に、地頭方（西座）と領家方（東座）に下地が中分されたのではなからうか。

稻荷神社関係文書（杭荘関係も含む）

『小早川隆景造宮時棟札文書』（御調郡誌より抜粋）

迦陵頻迦聲 大檀那 平 朝 臣 隆 景

封奉造宮稻荷社頭壹宇

右天長地久御願圓滿特者爲護持信心大檀那並己歳息災延命武運長久庄内泰平諸人快樂處本願善海施主野上乙卯歳原田戊午歳

聖主天中天

奉行

平朝臣行武餘左衛門房實
源朝臣末近五郎左衛門通忠

干時永祿三年庚申三月十二日（一五六〇）大工 藤原藤左衛門忠秀

『小早川家文書』

小早川敬平請文寫

預り申

稻荷御神領備後国杭庄代官識之事

右、就代官識、御公用毎年百捌貫文、此外諸公事物等雖有之、國物念之間、先六拾五貫文分可致執沙汰候、雖然、國無爲時者、如本・可致公用諸公用物等社納候、万一聊不法懈怠之儀候、雖爲何時、可有彼代官識御改易候、其時一言子細不可申者也、仍請文之狀如件、

明応二年閏四月十六日（一四九三）

小早河美作守

敬 平（花押）

稻荷社神主殿

稻荷三社惣官御殿預連署證狀寫

代官識事

右代官識者、小早川美作守方仁預ヶ置申處實正也、然間、毎年公用百捌貫文、此外諸公事物等雖有之、國物念間、先六拾五貫文仁預ヶ置申處也、雖然、國無爲候者、如本之百捌貫文、同諸公事物等可有其沙汰候、無此分不法懈怠之儀候者、不可有更違篇之儀者也、但聊無沙汰之儀候者、雖爲何時、任請文之旨、可令代官職改易者也、仍狀如件、

明応貳 五年閏四月十六日

稻荷三社惣官

爲經

御殿預

延秀

正親町天皇綸旨

稻荷社領備後国杭庄之事、度々雖被成 綸旨、于今遲怠太不可

然候、急度社納様、封小早川左衛門佐、(隆景)可被加知之由、被

仰下候也、仍執達如件、

六月廿四日

左中将親綱(中山)

謹上 伯少將殿



上の写真は久井稲生社例大祭「御当」において行われる「捧げ鯛」の儀である。包丁方が包丁と金箸を使いタイを捌いている様子である。

久井の牛市跡 (県史跡) 主として久井町誌参考

沿革 伝説によれば天曆五年(九五二)に起源をもつ我が国三大家畜市場の一つとして栄えたと云う。しかし、この説は裏づけとなる史料が存在せず伝説の域を出ないものである。

本格的な牛馬市が開催されるようになるのは一般農家が耕牛・耕馬を飼育するようになる江戸中期以降のようである。

天保十四年(一八四三)岩倉六右衛門が計画支配により産出した「岩倉牛」の系統等その後、備後の比婆・神石牛、備中の千屋牛などが江戸後期に掛けて産出され当時の代表的な牛市場であった「久井の牛市」に集まり取引されたのが、実態であつたようである。

次に信頼にたたる説を久井町誌より抜粋記載する。

「延宝八年(一六八〇)広島藩主松平安芸守より、官の前三郎兵衛(山名氏)に市場支配役を命じ、元代所を置き市場に関する一切の事務を処理せしむ。牛馬各一頭に付き運上銀を徴収する事となれり、而して、開市中は三原より役人数名が出向き市場の監察を行い以て、詐偽陥罪の違反者絶無に至れり。と

安政初年(一八五四)備後三次の博労秋屋敷某と、出雲赤名の博労惣右衛門なるものと、甲山今高野に市場開設のことを謀り九月二日伯耆、出雲地方より来る博労商人を擱まえ、久井の稻荷の大神は今高野に還り給いしとて笛を奏し太鼓を鳴らし此処に博労商人を止めたれば、播州、四国地方より集まる商人又今

高野に馳せ参ぜんとするより端なくも一大争論を惹起し、市場関係者は悉く甲山今高野に至り市場の解散を迫りたるも更に肯ずるの色なかりき、茲に於いて、山名徳三郎は深く心配して密かに広島に向し、時の藩主浅野安芸守に此の議を上願に及びたれば、浅野侯には御詮議の上、上願の趣き聴き届けられ直ちに使者を甲山今高野に遣わし解散を厳達ありたれば、其月二八日より漸く諸国の商人集むる事となりたり。」と記している。

久井の牛市の最盛期は、明治初年から大正時代であったと云う。最盛期には一市十日間で約四万頭の牛馬が取引されたと伝えられ、記録に残る明治後期から大正時代を通じて一市九千頭から一万四千頭が取引されたと記してある。

しかし、昭和に入ると交通網の発達に伴い各地で家畜市場が開催されるようになるとともに、昭和三十年代になると農業機械化が始まり次第に農耕牛馬の飼育が縮小し、ついに昭和三十年代後半で久井の牛市は廃止となった。

産業としての牛市

久井の牛市開催期間は、博労、牛追い人、農家の牛売買人、露天商、遊芸人、遊女、小屋掛けサーカス等が集まり、見学者を含めると数万人が集まり、稻生神社麓周辺から隣の室山にかけて通航困難になるほどの賑わいであり、その上博労や牛追い人は周辺の農家を博労宿とし一宿に二三十人から多く上七十人ぐらいが宿泊し、宿泊農家数は数十軒を数えたとい

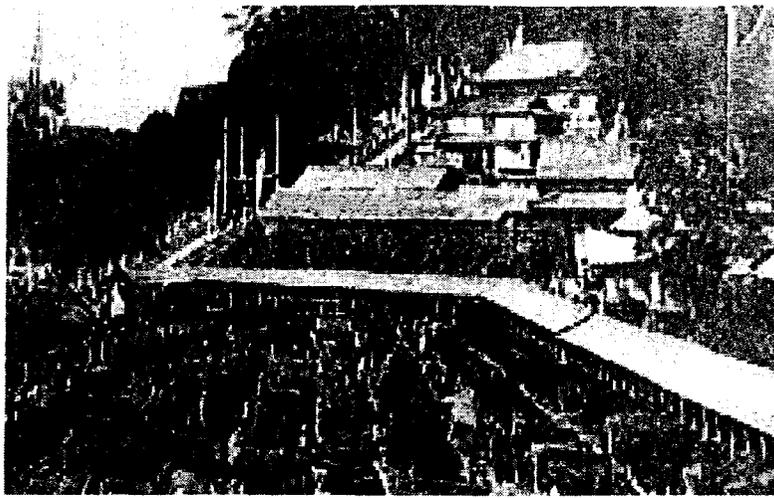
い、宿の農家では周辺から臨時に賄い人を数人から十数人雇い、該当農家に於いては一年間の農業所得より多くの収入を得ていたとの事であり、久井江木地区を中心として、地域にとつて多大な収益をもたらしていたのである。

久井の江木地区においては、稻生神社の祭礼と牛市が、ある意味重要な地域産業の一つであったといえる。

考察 久井の牛市についての伝承等から考えられる事は、近年の中世史学において、「百姓Ⅱ農民」という捕らえ方が誤りであることが、立証されてきていることを思い起こさせるものである。中世のみならず近世においても従来、百姓とは農民の事であると、誤った見方・考え方がされてきたが、牛市に参集している博労の多くは近世江戸期においては、百姓の中でも小百姓、いわゆる水呑み百姓と言われる最下層に位置づけられる民であり、被差別民も多く含まれていたが、中世期において一般社会では現在理解されているような差別意識は、存在していなかったと考えられている。

その上経済的に必ずしも困窮している人達ばかりではなくて、多くの追子と言われる使用人を従えた人達も含まれており、むしろ富裕な商人ともいえる人達である。

中世において博労と呼ばれる人々は、主として牛馬を使役し物流輸送業を生業としており、特に中国地方においては和鉄生産の場において運搬手段の一つとして和牛を使役していたと考えられるなど必ずしも困窮者とは言えず、農耕を主たる



生活の糧としていた。階層の人達とは異なっていた。また、平安末期から北の大田荘を始めとして、各地で荘園開発が盛に行われそれに伴って次第に「役牛馬」の飼育も盛んになり、久井稻荷社周辺において自然発生的に牛馬の商取引を行ったのが久井の牛市の始まりと考えられる。

上の写真は昭和三十年頃の牛市の情景

羽倉城跡

—— 伝末近氏の居館跡（地元ではセジカと呼称）

伝承では末近氏の居館跡と伝えられ、居館跡近くの南に末近谷の地名がある等、末近氏の居館跡の蓋然性は高いといえるが、合併以前の久井町教育委員会発行「羽倉城跡」調査報告書では、発掘調査の結果末近氏が居城していた事を示す遺物遺構は検出されず、末近氏の居城跡であることは未確認と結論付けている。

城址の規模

標高約三六五m、中心部内郭は五四m×四四m 約二〇〇〇㎡、周囲は上部幅八〜十一m深さ二・五〜三mの水濠が設けてあり、北側には幅約五・七mの土塁が設けられ土塁上部に約五m間隔でピットが確認されている。

城址は単郭式の館城で発掘調査が行われていないので断定は出来ないが、圃場整備以前の地形から判断して掘り外に、外郭が設けられていた可能性が否定しきれない。

発掘調査後に圃場整備が行われ城址部分は、遺構上部に約二mの盛土をし、城址の保存化を行い上部は水田農地として利用している。

（この項は羽倉城跡発掘調査報告書より抜粋記載）

末近左衛門尉信賀（四郎三郎共）

すえちかきさへしんのじょうのぶよし

末近左衛門尉信賀については、天正十年六月織田軍の羽柴秀吉による備中高松城水攻め時に、秀吉と毛利方の講和条件に基づき高松城主、清水宗治と共に自刃して果てた事が伝えられている。

るが、信頼出来る史料上では、高松城自刃後天正十年六月十八日付けで隆景から信賀の子光久宛に出された感状ほか高松城関係の教書と「小早川家座配書立」に記載があり小早川家中に列席していた事が伺える。その他、地元の伝承として、水利の便が乏しかった羽倉の地へ水路を開削し新田開発を行い、仁政を施したとの伝承が存在する。

次に末近氏が史料上で確認できる事蹟を列挙すると。

天文五年（一五三六）に、末近内蔵助が平賀氏・入野氏に小早川方として加勢し、乃美氏の仲介により毛利元就より感謝の意を表されているのが最初である。（閩関録巻四〇末近一）

次が永禄年間に毛利氏が行った出雲尼子攻めに際して永禄七年（一五六四）二月より九月まで小早川隆景家臣として末近一郎右衛門尉が出陣しているのが確認できる。（閩関録三一山田八・九・二〇・二二・二二・二八・四六、閩関録四六小寺三八）

天正一〇年（一五八二）には、小早川隆景の命により備中高松城に軍監として派遣され六月清水宗治と共に自刃して果てている。（閩関録一六四「三田尻裁判・山中」一、閩関録二五「清水」伝書）

永禄十一年（一五六八）、天正四・七年（一五七六・七九）の「小早川家座配書立」に末近左衛門尉の記載有り。（『小早川家文書』四七三・四七五）

伝わる史料から末近氏は、天文年間以前から沼田小早川家と被官関係に在ったのではないかと推測される。

末近氏関係史料

『閩関録巻四〇』

（末近一）

一筆令申候、^{（安志）}高屋表不慮之引分共候、^{（平徳）}弘保・^{（貞徳）}入野事、數

年防州・忠人之儀候、頭崎操無曲候間、^{（賢勝）}對彼父子加勢候

此節御入魂可爲祝着候、^{（天文五）}猶從乃美殿可被申候、恐・謹言

八月五日（一五三六）

元就 御判

末近内蔵助殿 御宿所

『閩関録巻三一』

（山田八）

猶・此方番衆之者共、若輩不及沙汰之處、貴所悉皆被

付御心之由、祝着千万・^{（秩）}彌憑申候・、

對井上又右衛門尉、^{（奉志）}來書令披見候、誠其表長・在番、御

辛勞無是非候、^{（相書）}退屈之程令察候、當時堺目無異儀之由干

要候、去朔日之夜、^{（相書）}長臺寺於山下、片山一所進藤源次郎

深田敵討捕之由、每度彼衆中心懸更以無比類迄候、隨而

片平愁訴兩所事得其心候、於趣・^{（原田）}原平申談候、如承

候、片山於切搦等心懸之、更・無申計候、次末近(宗久)一郎右衛門尉事承候、何時 本陣内儀次第可差上候、當月來月之用心大儀之由尤之儀候、誠長・心遣之段令推量候、猶吉事重而可申候、恐・謹言

(永祿七)
壬十二月十日(一五六三) 隆景 御判

小早川
「山田民部丞殿(滿重) [進之候] 隆景」

(末近九)

年頭之慶事不可有際限候、其表長・御辛勞之至候、仍

太刀一腰、薄板貳面進(之)・候

一某許申付候番之者共、每事被成懇切候、一段祝着候、

悉皆御方以入魂在之由候、只今末近(宗久)一郎右衛門尉差上

候間、可然(之)・樣仰談候、可爲本望候、

一其境之趣、条・先書 承候、得其心候、漸行之時分候

間、今少之儀候(之)・条、無退屈御短息干要候、

一片山每事無比類馳走候条、爲褒美坪井若狹守被差上候

從吾等 申遣之条、好樣可有御心得候

一從富田湯原右京進(保綱)・大谷伊賀守以下取退候、其外義久(尾子)

被官分之衆中多・退來候、勝利而已候之間太慶候

一彼是末(末近宗久)一 申合候間可被仰談候、片山守護職之事相

調候、尤干要候、万・任口上之条不能詳候、恐・謹言

(永祿七)
二月十五日(一五六四) 隆景 御判

小早川
「山田民部丞殿 [進之候] 隆景」

『閔閱録卷四六』

(小寺三九)

態申遣候、今度河岡表氣遣最中、兩三人馳籠被踏靜由候

誠馳走之段肝要此事情、喜悅無申計候、以其故南(南長宗務) 豊・

村(村上) 太和合之調之由候、是又專要候、種・辛勞入魂無比

類候、猶此者可申候、恐・謹言

(永祿七)
五月廿四日 元就 御判

元春 御判

隆景 御判

(小寺三八)

去月十二日、就三村埴陣、河岡之城可明退之趣候之處、

末近市郎右衛門尉・境孫右衛門尉令同道、其方懸入踏靜

候付、彼城堅固候キ、其方覺悟無比類候、我等祝着之

段更不及言語候、忠儀之至候、猶此者可申候、謹言

六月十五日

元就 御判

小寺佐渡守殿

『閔閱録卷四〇』

(末近二)

今度至高松、羽柴取詰之處、父左衛門尉事以無二之覺悟

清水長左衛門尉同前 切腹、物中相扶候、寔無比類段、

都鄙不可有其隱候、名譽迄候、然間忠儀之段無忘却、對

其方向後可相届候、彌可抽奉公之忠事簡要候、猶井上又

右衛門尉可申聞候、謹言

天正十年六月十八日(一五八二)

隆景 御判

末近四郎次郎殿

(末近八)

任 次郎兵衛

就

寛永貳拾年正月十一日御判

末近勘三郎とのへ

従是以前申傳 御座候得共不分明

中原善左衛門尉就久

末近内蔵助

末近・羽倉兩所爲領地被下置付而、以在名稱末近

末近左衛門尉信賀

天正拾年六月四日備中高松城落去之刻、清水長左衛門

宗治一同 立御用候

末近四郎次郎光久

末近宮壽丸(吉通)

末近七郎右衛門宗次 始四郎三郎 四郎右衛門

寛永貳年十月死

末近九左衛門就久 始三平

明曆三年十一月死

末近次郎兵衛就光 始勘三郎

寛文拾年七月死

末近九左衛門忠徳 始孫九郎

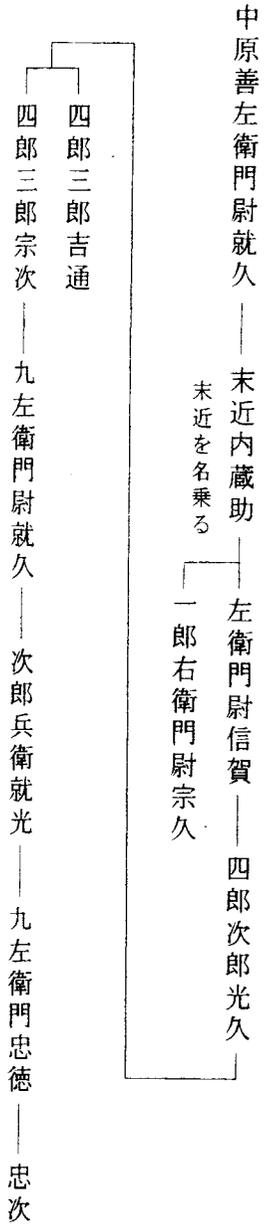
元禄十四年四月死、五十五歳

末近九左衛門忠次

考察 『閩閩録卷四〇』（末近八）の記載を見ると末近氏は本の姓を中原と名乗っていたようで、信賀の父内蔵助の代より

末近姓としたとあり、内蔵助は羽倉と出雲の両所に地行所を有しており、末近左衛門尉信賀の代に、御調町今津野から久井町羽倉の地に本拠を移したとの伝承には疑義が生じる。山田民部丞満重が末近一郎右衛門尉宗久を出雲攻略の与力として求めたのは、末近氏が出雲に所領を所持していた可能性があり、出雲地方に一定の足場を有していたと考えられないだろうか。

末近氏推定家系



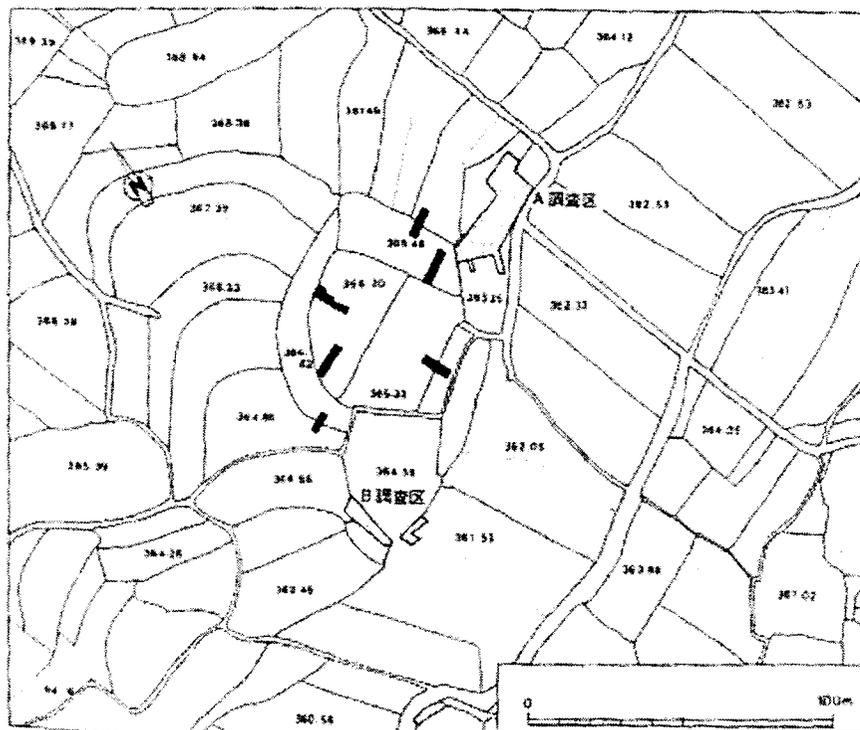
左の写真は末近四郎三郎信賀の肖像
 (備中高松城資料館展示物より)

左の写真は耕地整理以前の羽倉城跡の景観（北東方向から）



左の写真は羽倉城調査区位置図

アミの目が調査区、黒塗りが試掘トレンチ



真浄庵土居屋敷跡

羽倉城の南に真浄庵跡と伝わる土塁跡の残る中世の館跡と推定できる一部水田となった場所が伝わり、一角に殿様墓と伝えられる法篋印塔や残欠を含む五輪塔が祀られている。さらに末近左衛門尉信賀の顕彰碑が建立されており、石面には信賀の事蹟と次のような辞世の句が刻印されている。

「君がため名を高松にとめおきて

心は帰る故郷の方」

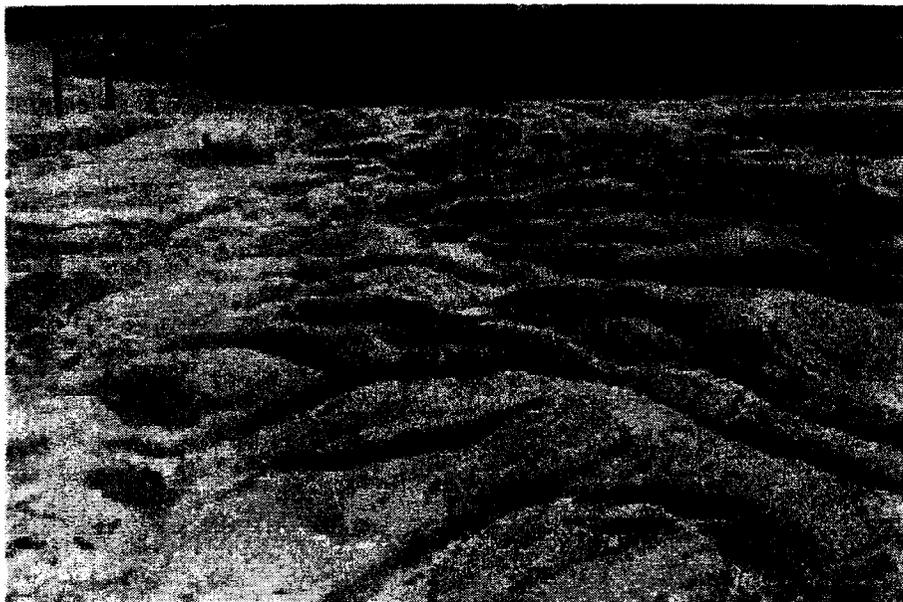


右写真は末近四郎三郎信賀の顕彰碑

吉田山甌穴群

おうけつ

(町天然記念物) 昭和五五年四月一日指定



右の写真は吉田山甌穴群

吉田山甌穴群(ポットホール)は、昔の河底の硬い岩盤(花

崗岩)の表面にできた多数の甌穴が密集したものです。その形は、船底状、皿状、すり鉢状や溝状などさまざまです。

河底の岩盤にできたわれ目やくぼみの中に小石が入り込み、渦巻き流によって小石が回転して岩がけけずられ、くぼみは拡大していきます。甌穴はこのようにしてつくられました。

吉田山甌穴は、現在の仏通寺川の河底より約10m高い位置にあり、礫層でおおわれている甌穴群の一部が地表に露出したものです。

すなわち、吉田山甌穴群は、昔の河底にできた甌穴群の化石と考えられます。このような化石甌穴群の指定は、国・県や他市町村ではまれで、まことに貴重なものです。

久井町教育委員会説明文より

大和地域探訪案内資料

担当 木下和司

1 小早川氏とは

● 石井進著『日本歴史第十二巻 中世武士団』より抜粋

① 小早川氏の遠祖

日本の中世を生きぬいていった武士団の一つに小早川氏の一族がある。先祖は鎌倉幕府創業の功臣土肥実平で、曾孫にあたる小早川茂平以来、安芸国（広島県西部）の東端の沼田荘とよばれる大荘園の地頭として土着し、瀬戸内海の海上にも発展して有力武士団を形成していった。その後を飾るのは毛利元就の第三子で小早川家の養子となった隆景であり、中世の終末、近世の初期の大名としてその名をのこしている。これからしばらく中世武士団の一例として小早川氏の歩んだあとを追いつながら、鎌倉・室町時代の武士団の歴史を考えてみたい。

② 土肥遠平

実平は土肥郷の北方、早川の流域から現在の小田原市の市街地の北の辺までひろがっていた早川荘をも支配していたらしく、その長男遠平は早川太郎ともよばれている。

③ 小早川景平

景平はもともと源氏の一族、信濃国佐久郡の平賀付近によつた平賀義信の実子であった。義信は早くから頼朝にし

たがい、源氏の一族として比較的厚遇され、ながく將軍家知行国武蔵国の国守をつとめていた。（中略）。

景平はこうした名家の出ではあるが、土肥氏の嫡流が惟平と定められていたせい、ほとんど無名の士であった。しかし和田合戦の七年もまえ、景平が養父遠平からゆずり受けていた安芸国沼田（ぬた）荘は、景平の子茂平に譲与されている。そして逆境に直面した土肥一族の中で、以後もつとも発展するのは、この小早川の家なのである。

小早川の名の地は、遠平が所領としていた相模国早川荘内にあり、そのために小早川と称したらしい。あえて土肥氏と名のならないところに深い意味があり、上に「小」という接頭語をつけたところにも、土肥氏の嫡流でないという意味がこめられていたのかもしれない。

④ 小早川氏の本拠 沼田（ぬた）荘

沼田荘は現在の広島県三原市で瀬戸内海にそそぐ沼田川の流域を中心とした荘園である。沼田本荘と新荘とに大別され、本荘は河口に近く平野部の多い三原市西部や、その西隣の本郷町一帯である。新荘は沼田川上・中流部の山あいの村々や、さらに南にとんで現竹原市内の海ぞいの地域までをふくんでいる。鎌倉期中期の調査によれば、その当時の本荘の田地の耕作面積が二百五十町余、新荘の田地が二百十町余で、合計四百六十町余の大きさである。

また沼田荘の荘園領主は本家が蓮華王院であることしわか
 かっていないが、私はその下に領家、あるいは預所として
 荘を支配したのは平家の一族ではなかったかと想像してい
 る。安芸国（広島県西部）は清盛が久安二年（一一四六）
 から安芸守をつとめ、厳島神社の神主佐伯景弘とむすんで
 国内の支配に力を入れた国であり、平氏の任命した地頭が
 はじめてあらわれてくる国でもある。沼田荘はその清盛が
 力を入れて造進した蓮華王院の寺領とされているのだから、
 在地の領主である沼田氏から中央の蓮華王院への寄進にさ
 いして中間で口をきき、領家が預所の地位を獲得したのは、
 おそらく平家一族であったにちがいない。そうすれば沼田
 荘は二重の意味で幕府の敵対者の所領になるのだから、平
 家没官領として地頭を任命することは幕府にとって当然と
 いうことになる。

さて沼田荘の地頭土肥氏または小早川氏の、この地にお
 ける足跡がはっきりしてくるのは、遠平の孫の茂平からで
 ある。それ以前を伝説の時代とすれば、茂平からようやく
 沼田荘における小早川氏の歴史時代がはじまる。

2 小早川氏「家中」と棕梨氏

① 沼田新庄総領・棕梨氏とは

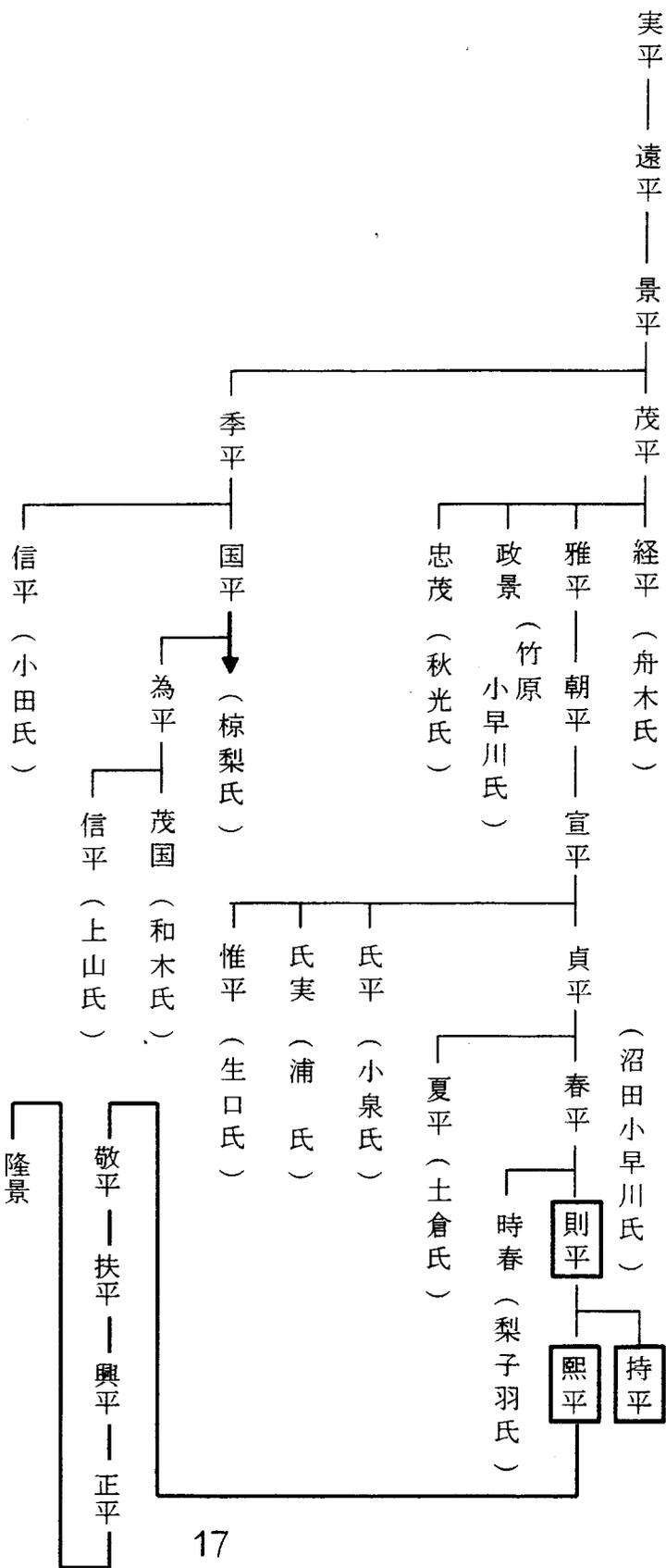
成立期以来の武士団の間では、所領は子孫の間に分割て
 譲与されるのが一般的な慣習で、嫡子にはもつとも多く、

以下は少しずつへらしながら全員にむらなく譲与するの
 がふつうであったが、小早川氏のばあいにも景平の子供た
 ちの間では、嫡子の茂平が沼田本荘、つぎの弟の季平が沼
 田新荘、下の弟の景光は相模国成田荘内の飯泉郷（早川荘
 に隣接した地域でいまの小田原市内）、さらに下の弟の時景
 が所在地不明ながら小松という場所を譲られていた。

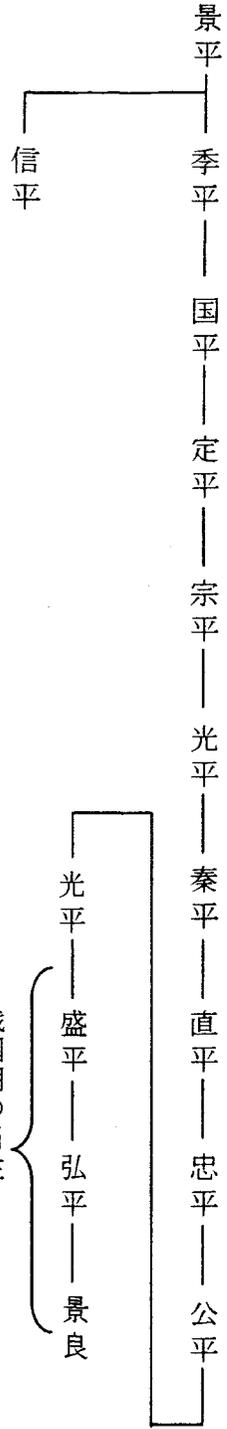
そのつぎの代からあと、小早川一族がつぎつぎと所の
 分割相続をおこなっていたことは左図の通りであるが、そ
 れでは分割をうけた諸子たちはそれぞれ完全に独立した領



●小早川氏略系図



●椋梨小早川氏略系図



戦国期の当主

主として所領支配を行っていったのだろうか。答えは否である。当時、総領と呼ばれた本宗家の嫡子は一族の代表者・首長として、庶子と通称された分家たちの上に立ち、かれらは一族としての団結・共同のもとに行動するのがふつうであった。

● 小早川家中使節役銭支配状

(端裏書き)

「就東西條事為使節防州山口へ下向之事 寛正二 十月」

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 浦 | 拾五貫文 | 小泉 | 拾五貫文 |
| 生口 | 貳拾貫文 | 梨子羽 | 貳拾貫文 |
| 土倉 | 貳拾貫文 | 舟木 | 貳拾貫文 |
| 東 | 六貫文 | 高崎 | 船一艘 |
| 棕梨 | 貳拾貫文 | 小田 | 貳拾貫文 |
| 秋光 | 拾五貫文内 | 乃美 | 貳拾五貫文 |
| 清武 | 七貫五百文 | 能良 | 拾貫文 |
| 有田 | 七貫五百文 | 上山 | 拾貫文 |
| 和木 | 六貫文 | | |

七端帆仕立て

以上

② 一族の一揆

持平と瀬平の相続争いにさいして、將軍義教が「一族・家臣の従うほうを立てよう」と発言し、幕府がその原則をタテにとつて行動したことはすでに述べた。ちょうどこの時期に、小早川氏一族の間で一揆とよばれる同心・盟約の現象が表面化してくることは、興味ぶかい現象である。その最初は永享三年(一四三一)、ちょうど則平が持平への讓状を破棄して新たに瀬平へゆずりなおしを行なう直前、沼田新荘内の新庄家の内部でとりかわされたものである。いまのこつているのは新庄家の嫡流棕梨家に対して、一族の上山・大草・和木の三家の当主がだしたそれぞれほぼ同文の契約状である。

- 一、將軍への御公事、守護への役は相談してつとめる
- 一、沼田の総領家に大事がおこつたら、一同で同心して申し談じ、態度をきめる
- 一、この契約の仲間が他人と共同して事をおこすときには、一同で協力する
- 一、沼田の総領家から直接に一同の兄弟・親戚を扶持し、家臣とされたときには、やめてもらうように一同で同心して申し入れる
- 一、この仲間のうちにもしも悲法のことを申す者があれば、一同の寄合で合議のうえ処置する

以上の五か条を神々にかけて誓約したものであり、この三家以外の家々と椋梨家との間にも同文の契約がとりかわされたはずである。いわば椋梨家を中心とした一対一の契約状の集積によつて、新庄家の一揆がつくられたわけである。新庄家一同の一般的な一致協力をうたつたこの一揆の契約のなかで、第二条は則平死後の家督相続の混乱をも見通したかのような条項であり、おそらくは事実上の瀬平へのゆずりなおしに対する新庄家一揆からの発言が行われているのであろう。

瀬平がついに小早川家の「総領職」を承認された直後の嘉吉二年（一四四二）十一月、こんどは秋光・小田・乃美・上山・清武・野浦（乃良）・和木・大草の八家の当主があつまつて八家連署の契約状を椋梨氏にあててだしている。その内容は「以後この衆中の一人にでも大事がおこつたならば、おのおのの大事と考えて奔走するべきものである。もしまた沼田の総領家からいささかでも非分の子細を申されたならば、そのときは一同で同心して歎き申すべきものである。」ということとで、明らかに瀬平の「総領職」獲得に対する対応である。

● 和木範平契約状（小早川家文書之一 一〇六号）

（端裏書き）

「椋梨殿

和木」

先日申承候間之事、皆々御同心目出候、仍契約之條之事

一、公方御公事守護役、同心可申談事

一、総領方大事、依時宜同心申談可立事

一、契約衆有陀人合力時、共可合力事

一、総領方兄弟親類引分被扶持候時、難叶由同心可申事

一、此同心之中、若法非之事申仁候者、寄合申可口入仕事

右、如此契約申候條々、若偽候者、伊勢、熊野、八幡、

當国巖島天神御照覽候へ、不可有違變之儀候、仍契約之状
如件、

永享三年 亥辛 二月十日 範平（花押）

③ からかさ連判

そしてその九年後の宝徳三年（一四五二）には、次に掲げたような特長のある連判の契約状がつくられている。円を描き、周囲に放射状に署名してゆく形式はちようどからかさ連想させるので、よくからかさ連判といわれる。序列が決めにいく中心人物のはつきりしないところからも、江

戸時代の百姓一揆の連判状によく使われた形式であり、これはその先駆ともいふべき、おもしろい例なのである。おたがい平等の立場にあることを明示するみの形式によつて連署した十三家のうち、梨子羽・舟木・小泉・生口・浦・土倉・秋光の各氏は明らかに沼田本荘家から分出した家である。ここではもはや新庄家だけではなく、「小早川本荘新莊一家中」としての一揆が結ばれているのである。その十年あまりまえ、小早川の総領職が沼田本荘家から没収されて竹原家の盛景に与えられたことがある。そのさい、幕府は特に小早川一族の分家十六家に対して別々にその旨を伝える文書を与えているが、そのうち十三家はすべてこのからかさ連判に参加している。

建武以来、將軍家に直屬して本荘家と同格の地位に立ようになつた竹原家を除いた、小早川氏の分家の一族の有力者ほとんど全員がこうした盟約をむすんだところに、大きな意味がある。

五箇条の契約は、

一、大事・小事について一同はたがいに助け合い、見ずたりしない。

一、この一家中の庶子家や被官人が沼田の総領家に出仕することは禁止する。もし総領家がそれをゆるすの

であれば一同で同心して訴える。

一、たとえ総領家でも理屈に合わぬ行為があれば、

一同で同心して訴える。

一、一族中で総領家をおろそかにする者があれば、

一同で成敗を加える。

一、一同の力を悪用して無理な行いをする者があれば、

一同の「衆中」から追放する。

以上のことを神々に制約したものである。「一家中」「一同」「衆中」などの意識がむすびついたかれら一同の団結と相互援助、対立の回避がこの契約の目的である。そのなかでは、二、三条にしめされているように総領家によつてかれら自身やその被官が家臣化されてしまうことへの反発がきわめて強い。すでにみたように將軍と直結し、その權威と権力を背景とした「総領職」の出現は、まさにこのときがはじめてであり、それはかつて見なかつたほど強く沼田家の領内に波及してきていた。その遠心力への抵抗と反発、そして有利な発言権の確保がこの一揆の狙いである。しかも一方では他の領主たちとの所領争い、ようやく発言権を増してきた下からの小武士団や農民からの突き上げ、このような状況に置かれたかれらの小さな一族分家たちは、第四条にみるようにとどめがたいまでに強く総領家の下にと引きよせられているのも一面の眞実なのであった。

●小早川本庄新莊一家中契約狀

(小早川家文書之一 一〇九号)

小早川本庄新莊一家中契約事

一、大小事共相に不可捨事

一、一家中祖子彼官人総領方へ出事可停止、

若総領方於有許要者、同心可申歎事、

一、雖為総領、無理子細承者、一同歎可申事

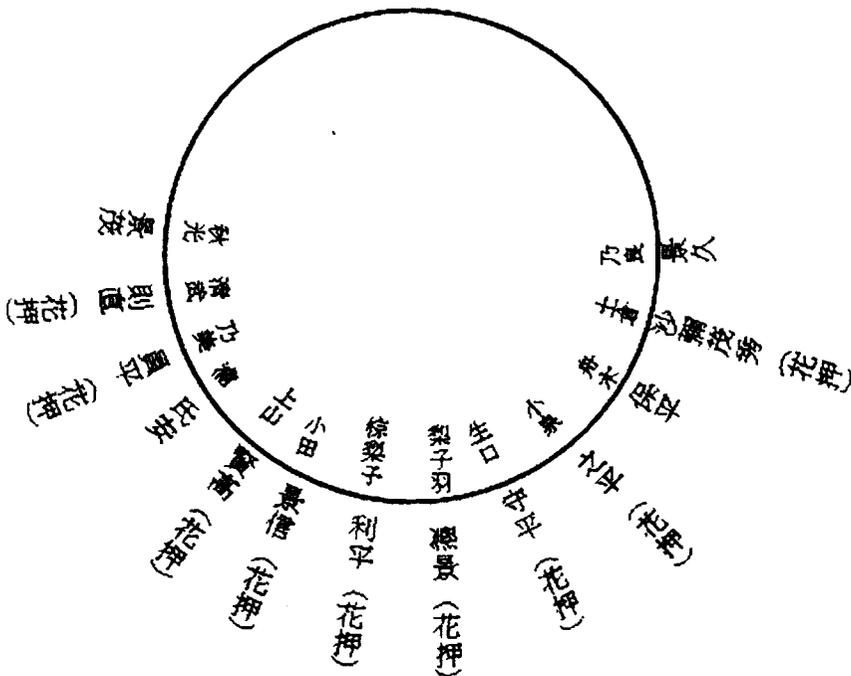
一、為一族総領致緩怠輩者、衆中可加成敗事

一、憑衆力對自他致無理者、可放衆中事

右此條偽申候者、日本国中大小神祇、殊者八幡大菩薩、

嚴島大明神可蒙御罰者也

宝徳三年 九月吉日



④毛利氏の家中形成

神にかけて誓う形式の文書、起請文を書く領主たちの姿を、島津氏、越後黒川氏、石見益田氏とみてきた。そのなかで、一族庶家の結合から、彼らを含み込むような家臣団ができあがり、家の構造が変化したことも確認できた。ところで起請文といっても、益田氏と他氏の間でのような対等な契約としての起請文交換と、家臣が当主に出す起請文、一族庶家が提出する起請文とは、意味が異なる。このような起請文の性格の変化が最も詳しく分析され、武家の家の構造変化に関連付けて研究されてきたのが、西国の雄、毛利氏の場合である。そこでは、総領家を中心に一族庶子家が盟約を結ぶ一揆的結合段階から、毛利氏の家を中心とする新たな組織「家中」の形成という構造変化がみられ。

「家中」とは、一族の庶子家、総領家の被官、さらには本拠地周辺の小在地領主らまでを含む領主層が、毛利氏家臣団として、主君たる元就の上意を仰ぐ形で結合する組織と考えられている。この「家中」が戦国期から近世初頭の時期にさらに拡大し、毛利氏から独立した存在であった他のとされる。領主たちをも含み込んで、やがて近世大名の「家中」になるその過程で、

主君の一元的支配権の強化とともに、一揆的結合としての性格は弱まってくるが、変化しながらも、基本的に主君―家臣団という縦の関係と、家臣団相互の横の関係を併せ持つ点が特徴といえよう。

ところで、元就が家督を継いで九年後の享禄五年(天文元年(一五三二)七月十三日、毛利氏家臣十三名の「朋輩中」は、連署起請文を作成した。内容は、朋輩中所領内の洪水等で破壊された井手溝(用水施設)の修理(第一条)、召し使っているものが負債によつて「御家中」の誰かに身をもつて債務返済することになった場合の処置(第二条)、被官・中間・下人等が朋輩中の誰かのもとに主人に無断で「走入」た場合(「人沙汰」)の処置(第三条)、などである。そしてこの三ヶ条について、違反した者には当主・元就から命令してくれるように結んで、元就側近栗屋元真充ての起請文としている。

このうち特に第二条が、他家他門と区別された「御家中」のみに通じる「家中の法」であるとして、一揆的結合を結ぶ家臣と上意である元就とからなる、「家中」の成立と位置づけられている。三ヶ条とも朋輩中内部で、または他氏と朋輩中の中で、紛争が危惧される事態について朋輩中の主体性のもとに定めているが、法の執行者・処罰者を一揆組織自体ではなく、元就

に求めている点が特徴的で、一揆の法ではなく家中の法といわれる所以である。なお、第二条の「負物に沈む」つまり債務問題がこの毛利領国でも大きな問題であり、「家中の法」がまさにその問題に関して出てきたことは注目できよう。

●毛利元就父子雄高山行向滞留日記

(毛利家文書之二 四〇三号)

永祿四年三月廿六日

元就様隆元様、至高山被成御光儀、御滞留、初中後御賞玩之引付之事

一廿六日、晴天、吉田を御進発、御宿椽梨矣、為御迎、梨子羽又次郎殿如乃美被進候、同日二椽梨治部少輔殿御賞玩、從 隆景様、為御會積、被進渡邊出雲守矣、

(後略)

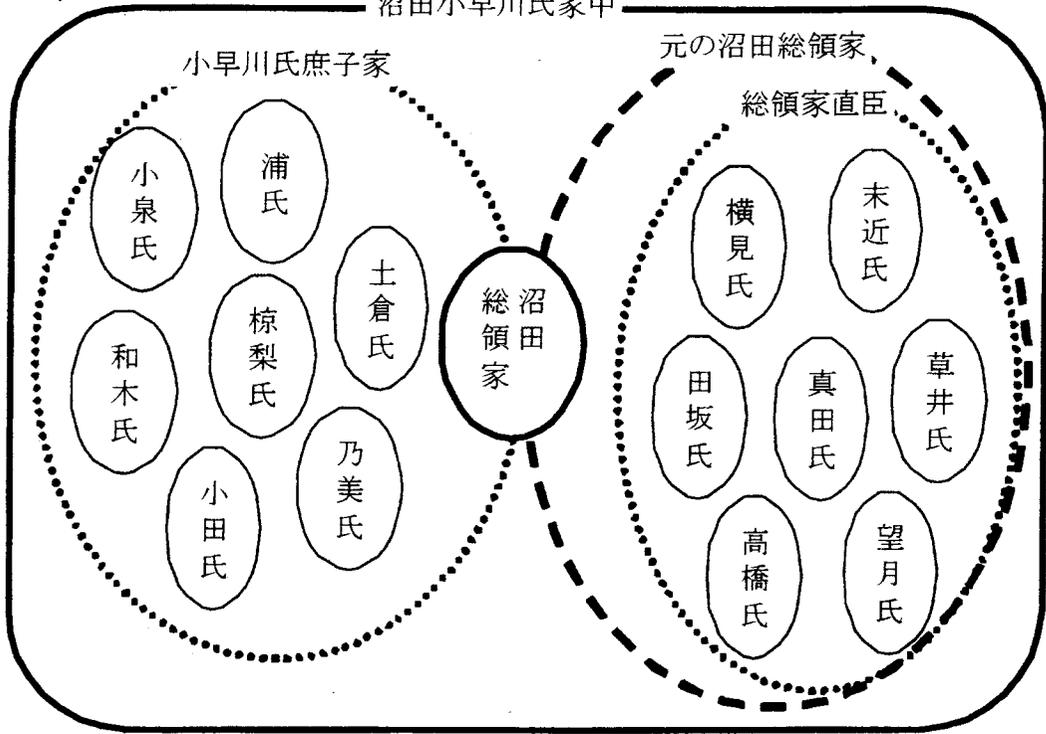
●小早川家配座書立(小早川家文書之一 四七三号)

上

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| 椽梨殿息 <small>宗長</small> | 椽梨殿息 <small>宗長</small> |
| 一 梨子羽殿 | 一 梨子羽殿 |
| 一 近弘宮内殿 | 一 近弘宮内殿 |
| 一 磯兼左近大夫殿 | 一 磯兼左近大夫殿 |
| 一 長井右衛門尉殿 | 一 長井右衛門尉殿 |
| 一 南木工助殿 | 一 南木工助殿 |
| 一 義懸新徳罪 <small>原殿</small> | 一 義懸新徳罪 <small>原殿</small> |
| 一 有田右京丞殿 | 一 有田右京丞殿 |
| 一 田坂二郎左衛門尉殿 | 一 田坂二郎左衛門尉殿 |
| 一 上臺助五郎殿 | 一 上臺助五郎殿 |
| 一 沼間日新八殿 | 一 沼間日新八殿 |
| 一 末近左衛門尉殿 | 一 末近左衛門尉殿 |

(挿紙)
永祿拾壹年

沼田小早川氏家中



●沼田小早川氏「家中」のイメージ

【メモ】

3 探訪地の説明

① 棲真寺（せいしんじ）

棲真寺は鎌倉時代初期に土肥（小早川）遠平に嫁した源頼朝の娘、天窓妙仏尼の早逝を悼み土肥実平、遠平親子が建立した小早川氏ゆかりの古刹である。この寺に所蔵されている二十八部衆像は県の重要文化財に指定され、現存する13軀を見ると寄木造り、玉眼入り、桧材で一つひとつ入念に木目を生かして力強く写實的に彫刻されている点に注目される。当寺に

は、外に市指定文化財の大五輪塔のほか主峰の天境峰にも五輪塔、そのほかの文化遺産も多数あり、周辺の環境と合致し一帯は霊域の感がある。天境峰からの眺めは素晴らしく、高山城、瀬戸の島々、広島空港が望まれる。



② 定ヶ原石塔

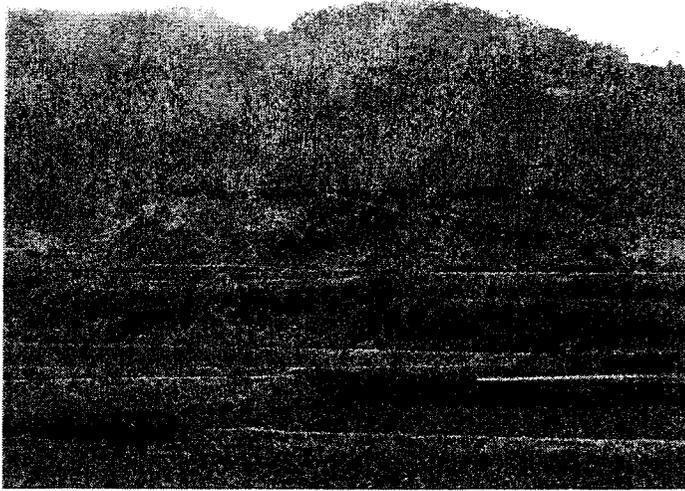
棲真寺（せいしんじ）は、大和（だいわ）町内西南部の平坂地区の山中にあり、承久元年（一一一九）土肥実平・遠平父子が、遠平夫人（源頼朝の娘と伝える）妙仏を弔うために建てたという。弘安二年（一二七九）仏照禪師（白雲恵暁）が中興し、今日、鎌倉時代の二十八部衆十三体（県重文）が残されている。定ヶ原の宝篋印塔（ほうきょういんと）は、妙仏の母である寿庵尼（じゅうあんに）の墓と伝えられる。寿庵尼は、

娘の妙仏の早世をいたみ、落髪して棲真寺に住み、安貞二年（一一二八）没したと伝えられる。石塔は高さ約一・五mで、鎌倉時代の様式をもつ。塔身を失っているが、昭和三九年の修理の際に新造追補している。



③ 棕梨城（堀城）

棕梨氏は、土肥三代小早川景平の次男季平を初代とするが、棕梨への進出は二代国平からといわれる。国平以降、景良が関が原の戦の後、毛利氏に追従して、防長へ去るまでの約300年間にわたる本拠地であった。鎌倉期の関東武家方の居館の遺構や一族の墳墓地、そして今なお市場経営跡の地名も残り、中世史を研究する上で古文書にも度々棕梨の名が顕われる。特にこの居館には、毛利元就父子が高山城訪問の途中立ち寄り棕梨氏の接待を受けており、更に孫の輝元も豊臣秀吉に招かれて上洛の帰路立ち寄って一泊している。



● 概要

現状 水田、公園 保存状況 良好

立地 丘陵先端 標高二九〇メートル 比高二〇メートル

史料 『芸藩通志』巻九二

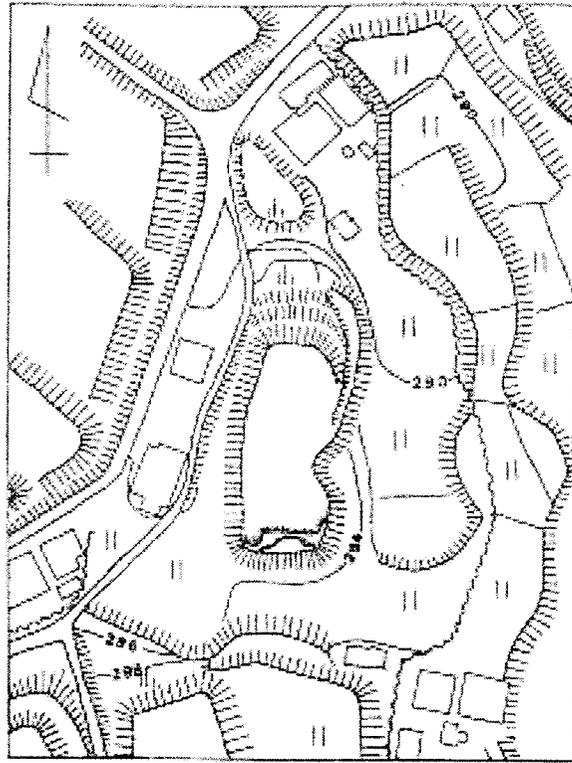
参考文献 「棕梨城「堀城」の研究」

『三原市史』、『日本城郭大系』

『賀茂郡史・中世武士編』

単郭の城で、二つの段に分かれている。規模は約六〇×二五メートルで、背後（南側）に櫓台状の土塁がある。東辺には虎口があったものと考えられる。城跡の北には浅い堀切状の凹みを挟んで平坦面があり、郭であった可能性がある。周囲は現在水田であるが、現地形からでも幅二〇〜三〇メートルの堀が周囲を廻っている様子が伺える。城主の棕梨氏は、一三世紀初頭頃、この地に移り住んだとされ、本城跡は慶長五年（一六〇〇）に毛利氏に従って防長に移るまで使用されたと考えられる。

● 棕梨城縄張り図



棕梨跡略測図 (1:2,000)

一部破損しているが、南西に開口した横穴式石室である。この横穴式石室は、石室奥壁に接し、石室に直交して石棚を設けたもので、石室の平面形はコの字状をなすが、石棚の上部ではT字状に近い。石室の現存長六・八メートル・奥壁幅一・四〜一・六メートル・高さ約二・二メートルである。石棚は床面から一・三メートルの位置にある。時期は、六世紀後半から七世紀前半と推定される。石棚を有する古墳は県内に例がなく、貴重である。

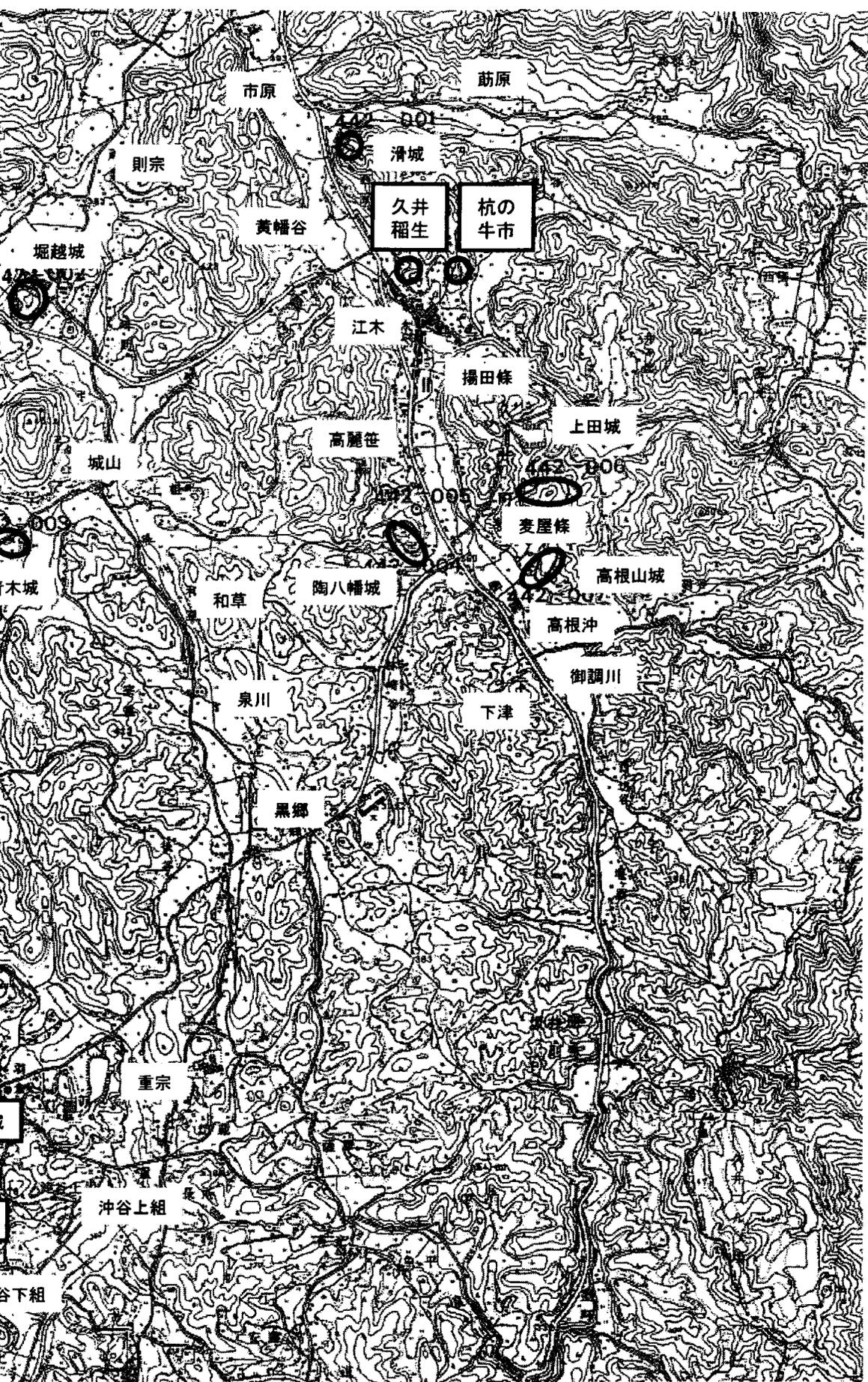
④ 黒谷古墳

この古墳は、棕梨川によって開けた棕梨の平地から奥深く入った黒谷の東側小支谷にあり、前面には黒谷及び棕梨の耕地を臨むことができる。墳丘は、開墾により削平された部分が多いが、径一〇メートル以上・高さ三・五メートルの円墳と推定されている。石室は羨道（せんどう）を



久井稻生神社・羽倉城跡
付近地形図





市原

助原

則宗

久井
稻生

杭の
牛市

黄幡谷

江木

揚田條

上田城

高麗笹

城山

麦屋條

高根山城

和草

陶八幡城

高根沖

御調川

泉川

下津

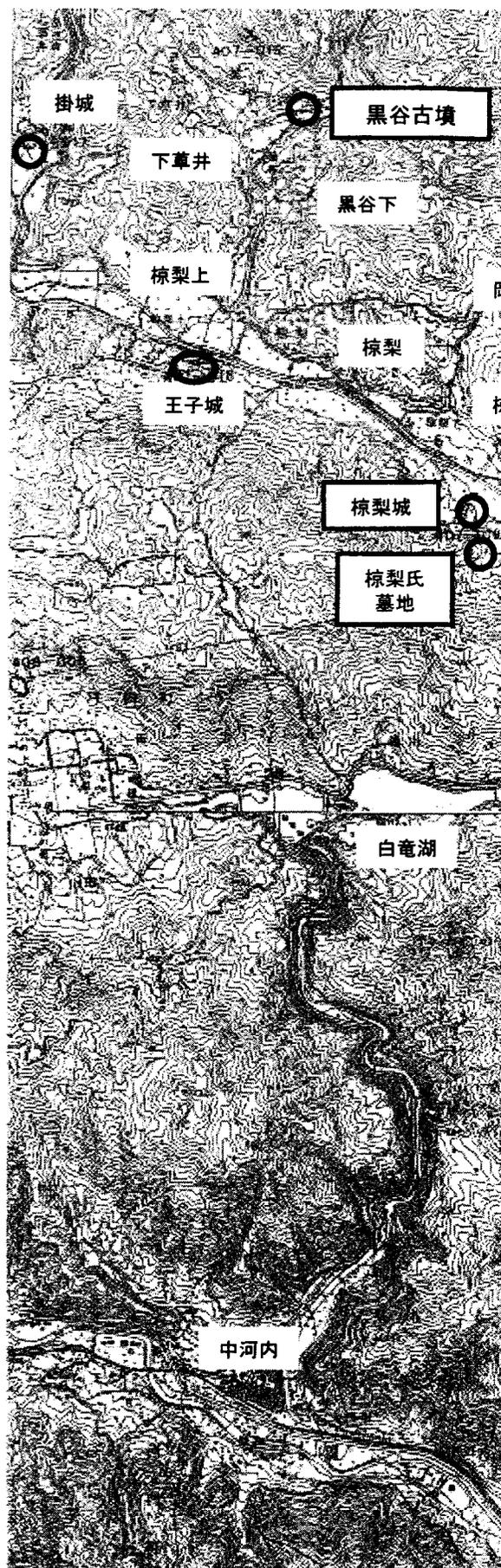
黒郷

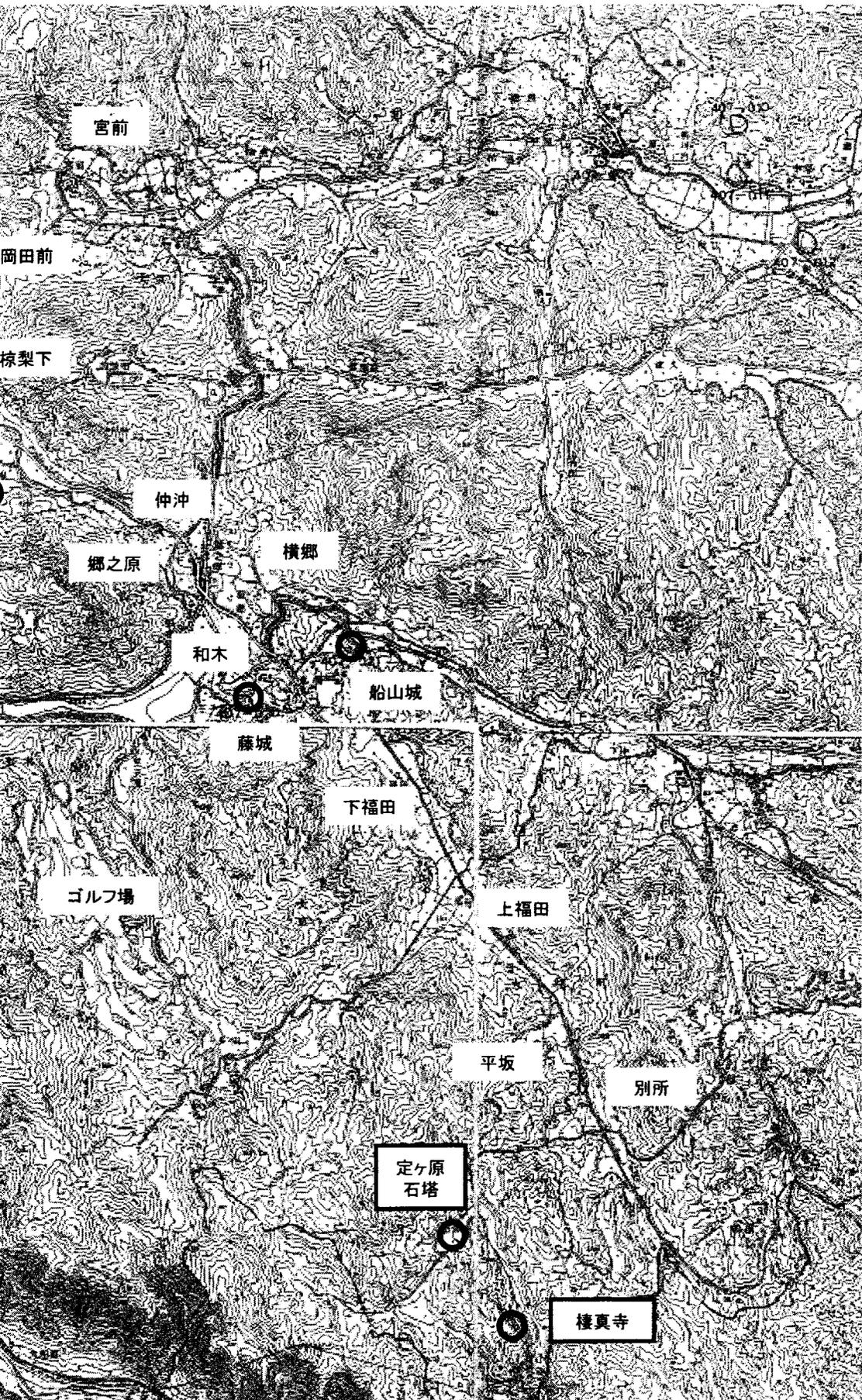
重宗

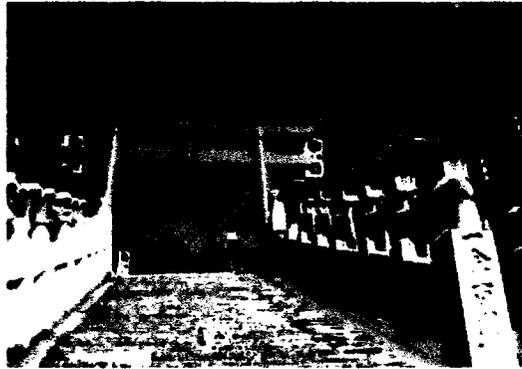
沖谷上組

谷下組

棲真寺・棕梨城跡 付近地形図







久井稲生神社